



# 正式譲渡契約書

保護した動物を譲渡するという性質上、生体価格がありません。  
また、飼育放棄をしないよう、下記のルールを定めています。  
同意を頂けない場合、譲渡不可とさせていただきます。  
譲渡される子たちがまた同じ運命を歩まないよう、  
ご協力をお願いいたします。

## ◎個体の情報

仮名	
----	--

### 1.所有権について

譲渡される個体の所有権は、「正式譲渡契約書」をもって、譲渡する団体(以下、団体)から譲受される方(以下、譲受者)に移ります。

### 2.譲渡された個体の返還について

a.下記の事実が認められた場合その時点で所有権は団体に戻され、譲渡された個体は団体に返還することとなります。

- ・本正式譲渡契約書の内容に対する違反が認められた場合
- ・本正式譲渡契約書記載の住所、身分に虚偽の内容があつた場合
- ・動物を飼うのに不都合な事実の隠蔽(経済面、住宅面、健康面など)があつた場合
- ・譲渡された個体の業者への転売、虐待(飲食の制限、無視などを含む)、など本正式譲渡契約の趣旨に反する行為が若干でも認められた場合や、その疑いを抱かせるような行為・態度が認められた場合
- ・住所変更に際し、団体への変更通知を故意に怠った場合

b.譲渡時の約束を譲受者が守っていないと団体が判断した場合は、団体は譲渡した個体の返還を請求することができ、譲受者はこれに応じなければなりません。

c.正式譲渡後であっても、譲受者が動物の飼育者として不適切だと思われた場合や、団体と譲受者との信頼関係が損なわれた場合には、譲受者は団体の返還請求に応じなければなりません。

### 3.飼育放棄(飼えなくなること)について

a.譲受者は、正式譲渡後いかなる理由(アレルギー、譲渡した個体の問題行動や疾患など)をもってしても、飼育放棄はできません。

b.万が一、飼育が困難になった場合は譲受者は速やかに団体に報告し、団体指導のもと環境改善の努力をしなければなりません。

c.譲渡された個体の飼育が困難になった場合は、捨てたり行政処分に持ち込んだりせず、速やかに団体へ飼育放棄の意思を伝達し、譲渡された個体とその所有権を団体に返還しなければなりません。  
また、譲渡時に団体が受領した費用全額について、返金要求をしないものとします。

### 4.近況報告及び面会請求について

a.正式譲渡後は、下記の頻度と内容で近況報告をお願いします。

- ・1ヶ月目…1回/週、2~6ヶ月目…1回/月
- ・送付するもの…写真、自宅での様子などのコメント

b.譲受者は、正式譲渡後も団体からの写真請求や面会請求に隨時応じなければなりません。

c.飼育環境に改善の必要があると団体がみなした場合には、譲受者は誠意を持って対応し、譲渡された個体の飼育にふさわしい環境を整えなければなりません。また、団体はそのための相談に応じ、指導する義務を負います。

### 5.正式譲渡後の飼育環境について

a.譲渡された個体は完全室内で飼育するものとします。

b.飲水を清潔に保ち、食器もこまめに洗浄してください。また排泄物も同様です。

c.飼育環境は常に清潔に保ち、衛生状態に気を配るようお願いします。

d.譲受者は譲渡された個体に対して、しつけなどのいかなる理由または目的においても、体罰・給餌・給水の停止、無視などの身体的・精神的罰を与えてはいけません。

### 6.正式譲渡後の健康管理について

譲受者は、譲渡された個体の健康観察を怠らず、異常が見られた場合は速やかに獣医師の適切な診断、および治療を受けさせなければなりません。

### 7.費用の負担について

譲渡後の個体の飼育にかかる食費、治療費などを含むすべての費用は、譲受者の負担とします。

### 8.正式譲渡後の事故などについて

a.譲渡された個体を逃がしてしまった場合は速やかに団体へ連絡をお願いします。

b.譲渡した個体が死亡した場合は、団体に報告してください。

正式譲渡後であっても団体が譲渡した個体の死亡に不審を感じた場合、団体は譲受者に対し、獣医師による死亡診断書の提出を求めることができ、譲受者はこれに応じなければなりません。  
また、死因に不審な点がある場合は、譲受者は法的責任を問われる場合があります。

c.譲渡された個体による咬傷事故等については、譲受者が全ての責任を負うものとします。

## 9.本「正式譲渡契約書」について

a.本正式譲渡契約書は2通作成し、譲受者及び団体がそれぞれ1通を大切に保管するものとします。

上記について、譲受者はこれを遵守し、譲渡された個体の性格・習性を理解するよう努め、  
家族の一員として責任をもって飼育することを誓約します。譲受者、およびその家族全員、  
ならびに団体は上記についてすべて承諾し、両者合意のもと、譲渡契約を結ぶこととします。

年      月      日

団体名 一般社団法人あにまるシェルターひだまり  
代表責任者 岡田 紀音  
住所 新潟県上越市板倉区中之宮570-8

譲受者氏名  
住所  
自宅  
携帯

後見人氏名  
住所  
自宅  
携帯

### ■団体記入欄

- 身分証 ( )
- 年収確認書類
- 後見人への説明
- 譲渡費用について説明